

周南市景観形成基準のチェックシート〈建築物〉

【景観形成重点地区以外】

基本的事項		景観形成重点地区以外	
地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりにより配慮する。 道路、公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。		申請者チェック (チェック例) <input checked="" type="checkbox"/>	
項目	景観形成基準	申請者チェック	市審査※1
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の建物との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みとの調和に配慮する。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/> 隣接する建物に配慮した高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並み及び遠景に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山、田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度及び高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観とのつながりのある色彩にする。 <input type="checkbox"/> 高明度・高彩度な色に配慮し、周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 突出した色彩の広面積の使用を避ける。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の附属施設は、建築物及び周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	<input type="checkbox"/> 公共の場から見える部分は、デザイン等の工夫をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する塀等は、緑化や自然素材の使用をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせられるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並み、山並み等の景観に配慮する。	<input type="checkbox"/> 敷地内に多くの緑化をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場から見える敷地内に植樹等の緩衝的な緑化をする。 <input type="checkbox"/> 植樹等による緑化は、周辺景観に配慮した高さや色彩とする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
その他 (具体的な内容)			

※1 「適合」・「各項目に一つ以上のチェックがある場合」、「不適合」・「各項目にチェックがない場合」

※2 大規模な行為のみ

周南市景観形成基準のチェックシート<工作物>

【景観形成重点地区以外】

基本的事項 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりくに配慮する。 道路、公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。			
項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 <input checked="" type="checkbox"/>)	市審査※1
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の建物との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みとの調和に配慮する。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/> 隣接する建物に配慮した高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並み及び遠景に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの又は周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山、田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落又は街路景観の整っている地域では、高明度及び高彩度の色は避ける。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観とのつながりのある色彩にする。 <input type="checkbox"/> 高明度・高彩度な色に配慮し、周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 突出した色彩の広面積の使用を避ける。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	<input type="checkbox"/> 公共の場から見える部分は、デザイン等の工夫をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する塀等は、緑化や自然素材の使用をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	その他 (具体的な内容)		

※1 「適合」・各項目に一つ以上のチェックがある場合、「不適合」・各項目にチェックがない場合

周南市景観形成基準のチェックシート<建築物>

【景観形成重点地区：都心軸地区】

基本的事項		景観形成重点地区：都心軸地区	
地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくり配慮する。 道路、公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。			
項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 ㉠)	市審査※1
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りセットバックによる公共空間の確保に努め、賑わいなどを演出する。	<input type="checkbox"/> 周辺の建物との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 低層階の壁面の位置を周辺とそろえる。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
高さ ※2	御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。	<input type="checkbox"/> 隣接する建物に配慮した高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並み及び遠景に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 工場等は、圧迫感又は威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。 御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、中明度3～7で、かつ、低彩度又は無彩色とするように努める。アクセント色の使用等には、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに工夫する。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観とのつながりのある色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 高明度・高彩度な色に配慮し、周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 突出した色彩の広面積の使用を避ける。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の附属施設は、建築物及び周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	<input type="checkbox"/> 公共の場から見える部分は、デザイン等の工夫をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する塀等は、緑化や自然素材の使用をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地又は公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については周辺のまち並み、山並み等の景観に配慮する。	<input type="checkbox"/> 敷地内に多くの緑化をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場から見える敷地内に植樹等の緩衝的な緑化をする。 <input type="checkbox"/> 植樹等による緑化は、周辺景観に配慮した高さ及び色彩とする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
その他 (具体的な内容)			

※1 「適合」・各項目に一つ以上のチェックがある場合、「不適合」・各項目にチェックがない場合

※2 大規模な行為のみ

周南市景観形成基準のチェックシート<工作物>

【景観形成重点地区：都心軸地区】

基本的事項		景観形成重点地区：都心軸地区	
地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくり配慮する。 道路、公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。			
項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 V)	市審査※1
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の建物との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みとの調和に配慮する。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
高さ	御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。	<input type="checkbox"/> 隣接する建物に配慮した高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並み及び遠景に配慮した高さとする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの又は周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観とのつながりのある色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 高明度・高彩度な色に配慮し、周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 突出した色彩の広面積の使用を避ける。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	<input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する部分は、生垣等の緑化をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する塀等は、緑化や自然素材の使用をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
その他（具体的な内容）			

※1 「適合」・・・各項目の一つ以上のチェックがある場合、「不適合」・・・各項目にチェックがない場合

周南市景観形成基準のチェックシート<建築物>

【景観形成重点地区：鹿野地区】

基本的事項		景観形成基準		申請者チェック (チェック例 ㊯)		市審査※1	
地域個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくり配慮する。 道路、公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。							
項目	景観形成基準						
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。			<input type="checkbox"/> 周辺の建物との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みとの調和に配慮する。		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
高さ ※2	高さと屋根の形状は、山並みの稜線に配慮したものとす。 (大規模な行為のみ)			<input type="checkbox"/> 隣接する建物に配慮した高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並み及び遠景に配慮した高さとする。		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 瓦は黄赤 (YR)、その他の部分は、中明度3～7で、かつ、低彩度又は無彩色とすように努める。			<input type="checkbox"/> 周辺の景観とのつながりのある色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 高明度・高彩度な色に配慮し、周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根 (瓦) の色彩は周辺景観に配慮する。		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の附属施設は、建築物及び周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。			<input type="checkbox"/> 公共の場から見える部分は、デザイン等の工夫をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する塀等は、緑化や自然素材の使用をする。		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。			<input type="checkbox"/> 敷地内に多くの緑化をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場から見える敷地内に植樹等の緩衝的な緑化をする。 <input type="checkbox"/> 植栽等による緑化は、周辺景観に配慮した高さ及び色彩とする。		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
その他 (具体的な内容)							

※1 「適合」・・各項目の一つ以上のチェックがある場合、「不適合」・・各項目にチェックがない場合

※2 大規模な行為のみ

周南市景観形成基準のチェックシート<工作物>

【景観形成重点地区：鹿野地区】

基本的事項 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりにより配慮する。 道路、公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。		市審査※1
項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 <input checked="" type="checkbox"/>)
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の建物との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並みとの調和に配慮する。
高さ	山並みの稜線に配慮したものとする。	<input type="checkbox"/> 隣接する建物に配慮した高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺のまち並み及び遠景に配慮した高さとする。
色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同程度のもの又は周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観とのつながりのある色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 高明度・高彩度な色に配慮し、周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 突出した色彩の広面積の使用を避ける。
外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	<input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する部分は、生垣等の緑化をする。 <input type="checkbox"/> 公共の場に隣接する塀等は、緑化や自然素材の使用をする。
	その他 (具体的な内容)	

※1 「適合」・・・各項目に一つ以上のチェックがある場合、「不適合」・・・各項目にチェックがない場合

周南市景観形成基準のチェックシート<その他>

【土地の開発／土地の開墾又は形質の変更】

項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 <input checked="" type="checkbox"/>)	市審査※1
地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形及び植生を生かし、長大な面または擁壁が生じないようにする。	<input type="checkbox"/> 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。	<input type="checkbox"/> 適合
のり面擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	<input type="checkbox"/> 現状の地形及び植生を残す工夫をする。 <input type="checkbox"/> 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 緑化など目立たないような工夫をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	その他 (具体的な内容)		

【土砂の採取又は鉱物の掘採】

項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 <input checked="" type="checkbox"/>)	市審査※1
方法	土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置及び方法を工夫する。	<input type="checkbox"/> 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 公共の場所から見えないような工夫をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
のり面擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 緑化など目立たないような工夫をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	その他 (具体的な内容)		

【木竹の伐採】

項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 <input checked="" type="checkbox"/>)	市審査※1
伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 現状の地形及び植生を残す工夫をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	その他 (具体的な内容)		

【土石や廃棄物、再生資源などの堆積】

項目	景観形成基準	申請者チェック (チェック例 <input checked="" type="checkbox"/>)	市審査※1
位置 遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽、塀等で遮へいする。	<input type="checkbox"/> 周辺の自然環境及びまち並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 公共の場から見えないような工夫をする。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	その他 (具体的な内容)		

※1「適合」・・・各項目に一つ以上のチェックがある場合、「不適合」・・・各項目にチェックがない場合

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

（あて先）周南市長

届出者 住 所
（行為者） 氏 名 ④
電話番号

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印、電話番号を記入

周南市景観条例第12条の規定により、関係図書を添えて、別紙のとおり事前に協議します。

行為者	住所 氏名 (電話番号)			
代理者	住所 氏名 (電話番号)			
行為の場所	周南市			
行為の期間	着手予定日： 年 月 日 ～ 完了予定日： 年 月 日			
行為の概要	<input type="checkbox"/> 1 建築物の建築等			
	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更		
	敷地面積			
	用途			
	延床面積	届出部分 m^2	既存部分 m^2	合計 m^2
	建築面積	届出部分 m^2	既存部分 m^2	合計 m^2
	高さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m
	<input type="checkbox"/> 2 工作物の建設等			
	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更		
	用途			
	高さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m
	築造面積	届出部分 m^2	既存部分 m^2	合計 m^2
	<input type="checkbox"/> 3 開発行為			
	目的			
	対象面積			
	<input type="checkbox"/> 4 土地の形質の変更、土石の採取等			
	区分	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	対象面積			
	のり面・擁壁の処理			
	のり面・擁壁の高さ			
	のり面・擁壁の長さ			
	<input type="checkbox"/> 5 木竹の伐採			
	対象面積			
	<input type="checkbox"/> 6 物件の堆積			
目的				
堆積物件	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ()			
対象面積				
堆積物の高さ				
堆積期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
※事務処理欄 (記入不要)				

備考1 該当する事項について、□にレ印を付けてください。

備考2 この内容を確認するため、後日職員が現場確認を行い、建築物・工作物の写真を撮影することがあります。

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

（あて先）周南市長

届出者 住 所
（行為者） 氏 名 ④
電話番号

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印、電話番号を記入

周南市景観条例第13条の規定により、関係図書を添えて、別紙のとおり届け出ます。

行為者	住所 氏名 (電話番号)			
代理者	住所 氏名 (電話番号)			
行為の場所	周南市			
行為の期間	着手予定日： 年 月 日 ～ 完了予定日： 年 月 日			
行為の概要	<input type="checkbox"/> 1 建築物の建築等			
	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更		
	敷地面積			
	用途			
	延床面積	届出部分 m^2	既存部分 m^2	合計 m^2
	建築面積	届出部分 m^2	既存部分 m^2	合計 m^2
	高さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m
	<input type="checkbox"/> 2 工作物の建設等			
	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更		
	用途			
	高さ	届出部分 m	既存部分 m	合計 m
	築造面積	届出部分 m^2	既存部分 m^2	合計 m^2
	<input type="checkbox"/> 3 開発行為			
	目的			
	対象面積			
	<input type="checkbox"/> 4 土地の形質の変更、土石の採取等			
	区分	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	対象面積			
	のり面・擁壁の処理			
	のり面・擁壁の高さ			
	のり面・擁壁の長さ			
	<input type="checkbox"/> 5 木竹の伐採			
	対象面積			
	<input type="checkbox"/> 6 物件の堆積			
目的				
堆積物件	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他 ()			
対象面積				
堆積物の高さ				
堆積期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
※事務処理欄 (記入不要)				

備考 1 該当する事項について、□にレ印を付けてください。
 2 この内容を確認するため、後日職員が現場確認を行い、建築物・工作物の写真を撮影することがあります。

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

（あて先）周南市長

届出者 住 所
 （行為者） 氏 名 ㊟
 電話番号

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称、代表者の氏名及び代表者印、電話番号を記入

周南市景観条例第13条の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

行為の場所	周南市	
行為の種類		
行為の届出日		
代 理 者	住 所 氏 名 （電話番号）	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		
備 考		

景観計画区域行為中止書

年 月 日

（あて先）周南市長

届出者 住 所
（行為者） 氏 名 ㊟
電話番号

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印、電話番号を記入

周南市景観条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	周南市
行為の種類	
行為の届出日	
行為の着手日	
行為の中止日	
中止の理由	
備 考	

景観計画区域内行為完了書

年 月 日

（あて先）周南市長

届出者 住 所
（行為者） 氏 名
電話番号

㊟

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印、電話番号を記入

周南市景観条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	周南市
行為の種類	
行為の届出日	
行為の着手日	
行為の完了日	
備 考	

〔景観重要建造物・景観重要樹木〕 現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 周南市長

届出者 住 所
(行為者) 氏 名
電話番号

㊟

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印、電話番号を記入

周南市景観条例第18条第1項の規定により、次のとおり現状変更の許可申請をします。

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
名称又は樹種		
所在地		
所有者	(住 所) (氏 名) (連絡先)	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	
	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
行為の箇所		
設計又は施行方法		
行為の期間	年 月 日(着手予定日)～ 年 月 日(完了予定日)	
変更理由		
備 考		

4 周南市景観条例等

○周南市景観条例

(平成 24 年 3 月 26 日条例第 18 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 周南市景観審議会(第 6 条)
- 第 3 章 景観計画(第 7 条)
- 第 4 章 行為の届出等
 - 第 1 節 届出対象行為等(第 8 条—第 11 条)
 - 第 2 節 届出の手續(第 12 条—第 17 条)
- 第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第 18 条—第 21 条)
- 第 6 章 雑則(第 22 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項及びその他良好な景観を形成するために必要な事項を定めることにより、本市の特徴を生かした景観に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、心地よい周南市らしい良好な景観の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、使用する用語の意義は、特に定めのない限り、法の用語の例による。

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、良好な景観の形成を推進する。

- (1) 景観の保全と創造によるまちづくりを骨格に据えること。
- (2) 地域に密着した物語性のある景観の形成を図ること。
- (3) 景観の保全と創造を協働で進めること。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念に基づき、良好な景観の形成の促進に関し、地域の特性に応じた景観施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、公共施設の整備又は改善を行うときは、良好な景観の形成に向けて、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を啓発するとともに、市民及び事業者と協働し、良好な景観の形成に努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する施策の推進に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 周南市景観審議会

(周南市景観審議会)

第6条 良好な景観の形成に関する重要な事項等について意見を求めるため、周南市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査し、及び審議する。

3 審議会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第3章 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めるものとする。

2 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、市の全域とする。

3 市長は、景観計画区域内において、景観計画に基づき、良好な景観の形成を推進する上で重要であると認める区域を景観形成重点地区として定めるものとする。

4 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるとともに、審議会の意見を聴くものとする。

第4章 行為の届出等

第1節 届出対象行為等

(景観計画との適合)

第8条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(届出対象行為)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、別表に掲げる大規模な行為に該当するものとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

(届出等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模以外のものとする。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、別表に掲げる大規模な行為に該当するものとする。

第2節 届出の手續

(事前協議)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議するものとする。

(行為の届出)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

(届出の受理)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に対して、当該届出行為が景観計画に適合すると認めるときは、届出をした者に対し、規則で定めるところにより、通知するものとする。

(助言又は指導)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に対して、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告等)

第16条 市長は、前条の規定による助言又は指導に従わない者に対して、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が従わないときは、その旨を公表することができる。

(行為の中止又は完了)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為を中止又は完了したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第 18 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。
(原状変更の規制)

第 19 条 市長は、法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に規定する許可をしようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

(原状回復命令等)

第 20 条 市長は、法第 23 条第 1 項(法第 32 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合は、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

(管理の方法の基準)

第 21 条 景観重要建造物等の所有者及び管理者は、その良好な景観が保全されるよう適切に管理するものとする。

2 法第 25 条第 2 項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

3 法第 33 条第 2 項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

第 6 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 17 条までの規定は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条-第 11 条関係)別表 (第 9 条-第 11 条関係)

	行為の区分	規模
大規模な行為	建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 項に規定する建築物のうち、大規模な建築物(3 以上の階数を有し、又は延べ面積 500 平方メートル以上の建築物。以下同じ。)
	工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条第 1 項に規定するもの
	法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為	対象面積 1,000 平方メートル以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象面積 3,000 平方メートル以上のもの
	木竹の伐採	対象面積 3,000 平方メートル以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象面積 1,000 平方メートル以上のもの
	大規模な行為以外の行為	建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

○周南市景観条例施行規則

(平成 24 年 3 月 26 日規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、周南市景観条例(平成 24 年周南市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(審議会)

第 3 条 審議会は、会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 委員は、自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある議事については、会議に出席することができない。

9 審査会の庶務は、景観行政担当課において処理する。

10 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(事前協議)

第 4 条 条例第 12 条の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書(別記様式第 1 号)及び別表に定める図書により行うものとする。ただし、市長が特に提出を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(行為の届出)

第 5 条 条例第 13 条に規定する届出は、当該行為の着手予定日の 30 日前までに、景観計画区域内行為届出書(別記様式第 2 号)又は景観計画区域内行為変更届出書(別記様式第 3 号)に別表に定める図書を添付し行うものとする。

(国の機関等が行う行為の通知)

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(別記様式第4号)及び別表に定める図書により行うものとする。通知した内容を変更する場合も同様とする。

(受理通知)

第7条 条例第14条の規定による通知は、景観計画区域内行為届出受理通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(立入検査又は立入調査をする者の身分を示す証明書)

第8条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第6号)によるものとする。

(勧告)

第9条 条例第16条第1項に規定する勧告は、景観計画区域内行為勧告書(別記様式第7号)により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第16条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 公表の理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(行為の中止又は完了の通知)

第11条 条例第17条に規定する届出は、景観計画区域内行為中止書(別記様式第8号)又は景観計画区域内行為完了書(別記様式第9号)により、市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第12条 条例第18条第1項に規定する指定の通知は、指定通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

2 条例第18条第3項に規定する指定の解除の通知は、指定解除通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第13条 条例第18条第2項の規定による告示の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の名称及び樹種

(3) 所在地

(現状変更の許可)

第14条 条例第19条に規定する許可に係る申請は、現状変更許可申請書(別記様式第12号)により行うものとし、当該申請に対して許可するときは、現状変更許可書(別記様式第13号)により行うものとする。

(原状回復命令)

第 15 条 条例第 20 条の規定による命令は、原状回復等命令書(別記様式第 14 号)により行うものとする。

(標識)

第 16 条 法第 21 条第 2 項又は法第 30 条第 2 項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の名称及び樹種
- (2) 指定番号及び指定の年月日

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条から第 11 条の規定は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第4条—第11条関係）

1 大規模な行為

(1) 建築物及び工作物

図書	内容
チェックシート	景観形成基準の適合について届出者が自己審査したもの
位置図	方位、行為地、道路、鉄道、用途地域名等を記載したもの
配置図	方位、敷地境界線、建築物等（附帯施設を含む。）の位置を記載したもの
平面図	各階平面図
各面の立面図	各立面の仕上げ及び色彩（マンセル値表示）を記載したもの（マンセル値表示できない場合は素材のサンプルを持参すること。）
緑化計画図	植栽の位置、種類、高さ及び本数を記載したもの
完成予想図	建築物等及び周辺状況（道路、駐車場、植栽及び外構を含む。）が分かるもの（彩色されたイメージパース）
現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に表示）
その他	審査に当たって必要となる書類

(2) その他（開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採及び物件の堆積）

図書	内容
チェックシート	景観形成基準の適合について届出者が自己審査したもの
位置図	方位、行為地、道路、鉄道、用途地域名等を記載したもの
土地利用計画図	行為後の土地の形質状況を表示したもの
造成計画図	方位、敷地境界線、建築物等（附帯施設を含む。）の位置を記載したもの（平面図及び断面図）
現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に表示）
その他	審査に当たって必要となる書類

2 大規模な行為以外の行為

図書	内容
チェックシート	景観形成基準の適合について届出者が自己審査したもの
位置図	方位、行為地、道路、鉄道、用途地域名等を記載したもの
配置図	方位、敷地境界線、建築物等（附帯施設を含む。）の位置を記載したもの
各面の立面図	各立面の仕上げ及び色彩を記載したもの
その他	審査に当たって必要となる書類

※図書は正副2部提出する。



周 南 市
景 観 形 成
ガ イ ド ラ イ ン